

令和2年12月8日

保護者の皆様

文京区立本郷台中学校
校長 齊藤 正富

出席停止について

日頃より本校の学校保健について、ご理解とご協力をいただき、心より感謝いたします。

さて、学校では、出席停止対象となる感染症に罹患した場合、学校保健安全法により出席停止の措置をとることと定められています。出席停止の期間は感染症の種類によってそれぞれ定められています。特に、毎年流行が予想されるインフルエンザにつきましては、下に示したとおりとなりますので、ご確認をお願いいたします。尚、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染症法上の指定感染症に指定され、学校保健安全法上は、第一種とみなされています。

出席停止となる感染症に罹患した場合、お手数ですが担任までご連絡ください。医師より登校の許可が出ましたら、保護者の方が「登校届」にご記入いただき、お子様が最初に登校する際に持たせてください。

なお、「登校届」は本校ホームページからダウンロードしていただくか、本校職員室に取りに来ていただくようお願いいたします。

インフルエンザ 出席停止基準について

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後、2日を経過するまで

発症日（発熱した日）は0日目と数えます。

発症翌日が1日目となり、最短で5日目までは出席停止となります。

インフルエンザにかかったら	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
登校 できません <small>小学生以上では、「発症したあと5日を経過し、かつ、解熱したあと2日を経過するまで」出席停止です。</small>	発症 ☹️	☹️	😊 解熱	😊 1日目	😊 2日目	😊 3日目	登校OK 🏫	
	発症 ☹️	☹️	☹️	😊 解熱	😊 1日目	😊 2日目	登校OK 🏫	
	発症 ☹️	☹️	☹️	☹️	😊 解熱	😊 1日目	😊 2日目	登校OK 🏫

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

2015.1.21改訂

分類	病名	出席停止の基準	
第1種	(注)	治癒するまで。	
第2種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで。	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。	
	麻疹(はしか)	解熱したあと3日を経過するまで。ただし、病状により感染力が強いと認められたときは、更に長期に及ぶ場合もある。	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。	
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで。	
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで。	
	咽頭結膜熱(プール熱)	症状がなくなったあと2日を経過するまで。	
	結核	医師の診断により伝染のおそれがないと認められるまで。	
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで。	
第3種	コレラ	症状により、学校医、その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで。	
	細菌性赤痢	症状により、学校医、その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで。	
	腸管出血性大腸菌感染症 (O-157など)	有症状者は医師により伝染のおそれがないと認められるまで。 無症状病原体保有者は出席停止不要。手洗い励行。	
	腸チフス、パラチフス	症状により、学校医、その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで。	
	流行性角結膜炎	医師の診断により伝染のおそれがないと認められるまで。	
	急性出血性結膜炎	医師の診断により伝染のおそれがないと認められるまで。	
	その他の感染症	感染性胃腸炎 (ノロウイルス感染症など)	下痢・嘔吐症状が軽快し全身状態が改善されれば登校可能。
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止。全身状態がよくなれば登校可能。
		溶連菌感染症	抗生剤治療開始後24時間を経て全身状態がよければ登校可能。
		伝染性紅斑(リンゴ病)	発疹のみで全身状態がよければ登校可能。
		手足口病	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止。 治癒期は全身状態が改善されれば登校可能。
		ヘルパンギーナ	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止。 治癒期は全身状態が改善されれば登校可能。
		ウイルス性肝炎	A型：肝機能正常化後登校可能　B型・C型：出席停止不要
		伝染性膿痂疹(とびひ)	出席可能(プール・入浴は避ける)
		伝染性軟属腫(水いぼ)	出席可能(多発発疹者はプールでのビート板の共用を避ける)
アタマジラミ	出席可能(タオル、櫛、ブラシの共用を避ける)		

(注) エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六條第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。上表及び第十九條第二号イにおいて同じ。)

※ 学校保健安全法施行規則及び文部科学省発行「学校において予防すべき感染症の解説」より参照